



令和 3 年 3 月 26 日

1,612 件の行政手続について、新たに押印を不要にします。

彦根市では、市民サービスの向上を図るため、行政手続の簡素化（押印の廃止等）に取り組んでいます。

このたび、この取組の第二弾として、市への請求書を含め規則等で押印を求めている行政手続等 1,612 件について押印を不要としますので、お知らせします。

記

1 取組概要

- (1) 本市では、市民や事業者の方が申請等の行政手続をより簡単にできるよう、下表の区分に分け、令和 2 年 9 月から押印の義務付けの廃止等について検討を進めてきました。（③の区分については原則、令和 3 年 1 月 1 日から廃止済。）
- (2) その第二弾として、②の区分、市の規則等で押印を求めている手続、1,789 件のうち、約 90%の 1,612 件について、原則、令和 3 年 4 月 1 日から押印の義務付けを廃止します。（うち 3 件については既に廃止済。）
- (3) また、①の区分については国の法改正に合わせて適切に対応します。

2 押印の見直し区分

区 分	手続の件数	廃止件数、廃止時期等
① 法令等により押印が規定されている手続	約 400 件	国の法改正に合わせた廃止を進めます。
② 市の規則等で押印を求めている手続	1,789 件	うち 1,612 件を廃止します。 （うち 3 件については既に廃止済。）
③ 法令、規則等の定めはないが、慣例的に押印を求めている手続	367 件	令和 3 年 1 月 1 日から廃止済み。

※太枠：今回公表する範囲です。

※その他、市の内部手続における押印廃止にも取り組んでいます。



3 押印を廃止した手続の一覧

彦根市ホームページにて令和3年4月1日から一覧を公開予定です。

次のアドレスをご参照ください。

<https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/somubu/10/2/14808.html>

4 オンラインでの手続について

押印を不要とした手続について、市民や事業者の方が来庁しなくても手続できるようにするため、オンライン化を進めていきます。

年間の申請件数などを考慮したうえで、オンライン化が可能な手続については令和3年度順次オンラインでの受付を開始する予定です。

※押印を不要とした全ての手続がオンライン化されるわけではありません。

※受付開始時期は手続により異なります。

問い合わせ先

【押印の見直しについて】

総務部 働き方・業務改革推進課

担当：前川

電話：0749-30-6149

FAX：0749-22-1398

E-mail：hatarakikata@ma.city.hikone.shiga.jp

【オンラインでの手続について】

市長直轄組織 行政デジタル推進課

担当：中村、大西

電話：0749-30-6153

E-mail：gyoseidigital@ma.city.hikone.shiga.jp